

○東京都市町村職員退職手当組合長期継続契約を締結することができる契約
に関する条例

(平成19年4月6日
条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、電子計算機、事務用機器、ソフトウェア等を借り入れ又は保守に関する契約とする。

(契約の期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内とする。

附 則(平成19年4月6日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。